

**大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業  
期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託仕様書（案）**

**1 業務名**

大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業  
期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託

**2 業務目的**

2025年放送の大河ドラマ「べらぼう ～蔦重栄華乃夢噺～」、並びに当ドラマの主人公である「蔦屋重三郎」やその時代背景である「江戸」をテーマにした上野しんきん館に設置する期間限定ショップ（以下、「期間限定ショップ」という）を運営し、地元企業の商品や特産品を販売・PRするとともに、期間限定ショップを中心に周辺地域と連携し、地域活性化イベントを実施し来街者の回遊性向上を図る。

**3 履行期間**

契約締結日から令和8年2月19日（木）まで

**4 履行場所**

朝日信用金庫上野しんきん館（以下、「上野しんきん館」という）  
その他、上野しんきん館を中心にした周辺地域

**5 基本情報**

**【上野しんきん館基本情報】**

(1) 所在地：台東区上野4丁目8-13

(2) 建物：地上5階コンクリート造

※ 1階～3階まで利用可

※ ただし、3階は不特定多数の出入り並びに飲食・物販が不可

(3) 所有者：朝日信用金庫

**【期間限定ショップ】**

(1) 開館期間：令和7年10月～11月のうち1ヶ月間程度

(2) 開館時間：11時から19時まで（予定）

(3) 場所：上野しんきん館

(4) 計画図：別紙1のとおり（93.26㎡）

販売エリア 区内事業者の商品の販売するエリア

企画エリア 提案によって自由に企画可能なエリア（20㎡以内に限定）

(5) 諸条件：期間中の施設利用料は無償とする。

飲食物の調理・販売提供は可能とする。

通常電源のほか、20A・250Vの電源が1階に2箇所あり。

※ 保健所への各種申請は、委託者及び施設管理者と協議のうえ受託者が行う。

#### 【地域活性化イベント】

- (1) 開催回数：全1回以上
- (2) 開催時期：期間限定ショップの会期中
- (3) 開催エリア：上野しんきん館を中心にした周辺地域
- (4) 対象者：来街者

## 6 業務内容

### (1) 事業計画及び運営計画の策定

- ① 本仕様書の内容を踏まえた事業計画及び運営計画を委託者と協議のうえ策定し、委託者に提出すること。
- ② 本計画には、災害対応、混雑時の対応及び事件事故発生等の緊急時対策を盛り込むものとし、計画の進捗について適切に委託者に報告すること。
- ③ 事業計画には、大河ドラマ「べらぼう ～蔦重栄華乃夢噺～」、並びに当ドラマの主人公である「蔦屋重三郎」やその時代背景である「江戸」をテーマに、事業コンセプトを提案し、委託者の承認を得た上で決定すること。
- ④ 事業計画の策定時に、(1)③の事業コンセプトをもとに、期間限定ショップの名称及び実施内容(下記(3)④販売エリア及び⑤企画エリアにおける実施内容を含む)を提案し、委託者の承認を得た上で決定すること。
- ⑤ 事業計画の策定時に、(1)③の事業コンセプトをもとに、地域活性化イベントの実施内容を提案し、委託者の承認を得た上で決定すること。
- ⑥ 事業計画には、事業全般のPR計画を盛り込むこと。
- ⑦ 事業計画は、令和7年6月上旬までに提出し、運営計画は令和7年8月末日までに提出すること。

### (2) 管理・運営

#### ① 体制

##### (ア) 全体統括業務

事業全体を統括する責任者を配置し、委託者との連絡調整及び本業務の遂行中は、緊急時の場合も含めて、諸事即応可能な体制を維持すること。

##### (イ) 管理運営マニュアル等の作成

上記(1)事業計画及び運営計画に基づき、管理運営マニュアル、クレーム対応マニュアル、災害対応・避難誘導計画等必要な計画を作成すること。

(ウ) 事業計画及び運営計画に基づき、物品販売や周辺地域との連携、地域活性化イベントを円滑に行えるよう、適正な体制を組織すること。

(エ) スタッフが来店者に対して常に適当な接遇及び円滑な案内業務を行うことができるよう、教育、指導及び研修を適宜実施すること。

(オ) スタッフが来店者に対して購買につながるような商品の魅力が伝わる説明ができるよ

う、商品情報を取得・整理し、情報共有すること。

## ② 管理・運営

- (ア) 本業務の遂行上必要となる諸官庁及び施設管理者等への調整や申請・届出等について、全て受託者の責任において行うこと。
- (イ) 本業務の遂行上必要となる各種手配及び支払いに係る一切の業務を行うこと。
- (ウ) 現金及び売上の管理を行うこと。
- (エ) 毎営業日の日報を作成すること（業務の実施状況、事故・苦情等の対応状況、施設・設備の損傷及び不具合に関する事項、売上、その他委託者が指示する事項）。作成後、翌営業日に委託者に提出すること。
- (オ) 各関係者と連携を図り、柔軟に対応すること。

## ③ 売上

- (ア) 本事業で発生した売上は、下記のとおり受託者の収入とし、委託料との相殺は行わない。
  - ・期間限定ショップ：販売エリア及び企画エリアで発生した売上
  - ・地域活性化イベント：イベント実施時に発生した参加費用などの売上※ ただし、周辺地域との連携時の取り決めによる。
- (イ) 売上は適切に取り扱い、安全に保管、管理すること。
- (ウ) 売上は、委託者へ期間中毎週月曜日に報告すること。
- (エ) 売上報告の内容は、売上及び販売件数の詳細について、エリア、日時、商品、イベント等の明細とともに、正確に報告すること。

## ④ 費用負担

本事業で発生する費用は、委託料以上の費用が発生する場合であっても、全て受託者の負担とする。

## ⑤ 保険の加入

本業務の遂行にあたり、必要な保険に加入すること。また、スタッフを対象とし、必要な保険に加入すること。なお、加入する保険として、下記と同等程度のものとする。

- (ア) 火災保険（借家人賠償責任補償付、補償内容は施設管理者と応相談）
- (イ) 施設賠償責任保険（対人対物共通支払限度額 1名1億円／1事故1億円）
- (ウ) 傷害保険（死亡・後遺症 300万円・入院保険日額 2,000円・通院保険日額 1,000円）

## ⑥ 清掃業務

開館期間中、施設の日常清掃を行い、常に衛生的かつ清潔な状態に保つこと。なお、原則として清掃は開館時間外に実施すること。

## ⑦ 環境衛生管理業務

廃棄物等は「ごみの減量化・資源化」に留意し適正に分別、保管、収集、運搬、処分（再生等含む）を行うこと。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により業務を遂行し、委託者に報告すること。

## (3) 期間限定ショップ

### ① 開館準備

- (ア) 期間限定ショップは(1)③の事業コンセプトを踏まえて、話題性、拡散性等を確保しつつ、来店、購買につながる工夫を取り入れ、本区の魅力を空間と商品で複合的に発信できる屋内外の装飾を施すこと。
- (イ) 物販に必要な什器・設備等(レジ、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、陳列棚、陳列台、消耗品等)は受託者が用意すること。用意する什器・設備等は、屋内外の装飾との調和を図ること。
- (ウ) 商品の魅力が伝わる陳列をすること。
- (エ) 商品の陳列方法、来店者動線等を考慮したレイアウトとすること。
- (オ) スタッフが着用するユニフォームを作製すること。
- (カ) 期間限定ショップの設営については、委託者と協議のうえ、施設管理者と調整し開館期間に営業開始できるように完了すること。

## ② サービス

- (ア) 来店者の利便性を考慮したサービス(配送、ギフトラッピング、キャッシュレス決済など)を行うこと。
- (イ) 来店する訪日外国人の利便性を考慮したインバウンド対策を行うこと。

## ③ 商品の仕入れ及び販売・管理

- (ア) 商品の取扱基準を提案し、委託者と協議のうえ決定すること。なお、商品の取扱基準には以下の事項を記載すること。
  - ・ 販売方法
  - ・ 販売手数料(委託仕入の場合、販売手数料20%を上限とする)
  - ・ 仕入れ方法
  - ・ 納品方法
  - ・ 代金の支払方法
  - ・ 商品の事後措置
  - ・ 商品の補償
  - ・ その他、商品を取り扱う上で必要とされる事項
- (イ) 取扱商品の選定及び仕入れを行うこと。取扱商品については以下のいずれかの要件を満たすものを優先して選定すること。
  - ・ 台東区の支援並びに台東区産業振興事業団の補助を活用して開発された商品
  - ・ 台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会オリジナルロゴマーク等使用商品
  - ・ 台東区に本社または主たる事業所を有する事業者の商品
  - ・ 台東区顕彰「江戸創業事業所」の商品
  - ・ 蔦屋重三郎及び江戸文化に関係の深い商品
  - ・ 台東区ふるさと納税の返礼品
  - ・ その他、委託者が認める商品
- (ウ) 来店者ニーズに合った商品の種類別割合構成を考え、特色ある商品を取り扱うこと。
- (エ) 仕入商品については、十分に検品を行い、善良な管理者の注意をもって取り扱い、適切に保管すること。

- (オ) 仕入商品については、安全性等信頼できる事業者から仕入れること。また、検品後の商品の瑕疵については、受託者がその責任を負うこと。
- (カ) 商品の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行って鮮度及び品質の保持に努め、消費期限等を厳守すること。
- (キ) 商品の取り扱い並びに売上金の管理等については、別途、③（ア）における取扱基準をもとに、仕入先と受託者で、業務契約に関する契約を締結すること。

#### ④ 販売エリア

販売エリアは、③（イ）において指定した優先取扱商品を中心に販売するエリアとし、以下の項目を考慮し、実施内容を提案すること。

- (ア) 販売エリアは、期間限定ショップの主要なスペースにて展開し、来店者の動線を確保すること。
- (イ) 販売エリアでは、区内事業者の販路拡大や売上向上に資する提案をすること。
- (ウ) 来店者のニーズや動向に合わせて、委託者と協議の上、レイアウトの変更や商品の入替などを臨機応変に行うこと。

#### ⑤ 企画エリア

企画エリアは、受託者が提案し自由に企画可能なエリアとし、以下の項目を考慮し、実施内容を提案すること。また、面積は20㎡以下に限定すること。

- (ア) 企画エリアは、期間限定ショップの一部であり、販売エリアと不可分であるため、店舗の統一感を維持し、販売エリアとの相乗効果が期待できる提案をすること。
- (イ) 企画エリアでは、期間限定ショップの集客につながる独自性がある企画を提案すること。
- (ウ) 企画エリアに関するPRを実施する際は、それ単独ではなく、期間限定ショップ全体のPRを実施すること。
- (エ) 企画エリアでの商品販売は、商品の取扱基準に準ずること。ただし、受託者の提案に基づき、委託者との協議の上、一部の商品を適用外とすることができる。

#### ⑥ 仕入先への支払い

受託者が仕入先と締結した契約内容及び商品の取扱基準を順守し、仕入先への支払いを滞りなく行うこと。

#### ⑦ 現状復旧

期間限定ショップの撤収および現状復旧は、期間限定ショップの運営終了後、速やかに行うこと。

### (4) 地域活性化イベント

#### ① 実施内容

実施内容は、以下の項目を考慮し、受託者の提案に基づき委託者との協議のうえ決定すること。

- (ア) 周辺地域と連携し、地域活性化に資するイベントであること。
- (イ) 期間限定ショップへの誘引につながるイベントであること。
- (ウ) 期間限定ショップとの相乗効果が期待できる独自性があるイベントであること。

## ② 運営

(ア) イベントの企画・開催に係る周辺地域との連携に必要な連絡・調整をすること。

(イ) イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、進行管理、現地スタッフの手配・管理など、イベント開催に係る一切の業務を行うこと。

(ウ) イベント参加者に対する安全・衛生管理に十分注意すること。また、実施内容に応じて参加者を対象とした傷害保険へ加入するなど、参加者の安全面に配慮すること。

## (5) PR

### ① 事業全般

期間限定ショップ及び地域活性化イベントの広報活動として、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、新聞、雑誌（生活情報紙を含む）、交通広告、SNS広告等の中から効果的なPRを提案し、委託者と協議のうえ、1つ以上実施すること。なお、PRの内容等の校正については、委託者と2回以上行うものとする。

### ② プレスリリース

期間限定ショップの開館及び地域活性化イベントの実施に関するプレスリリースについて、効果的な方法及び発信内容を提案し、委託者と協議のうえ、1回以上実施すること。

## (6) 報告書の作成

### ① 提出物

(ア) 本事業実施報告書（電子媒体） 1式

※報告書等の電子データを、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存し、大容量ファイル転送サービス等で提出するものとする。

(イ) 本事業実施報告書（紙媒体） 3部

※A4版カラー（報告書50頁程度）により出力し、冊子として編さんすること。

※報告書の用紙等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

### ② 内容

本事業の実施報告書に記載する項目については、区と協議するものとする。

### ③ 提出期限

令和8年2月19日（木）

### ④ 提出先

台東区役所9階 産業振興課

## 7 支払い方法

履行完了後、受託者からの請求に基づき一括払いにて支払うものとする。

## 8 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議のうえ変更

することができるものとする。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、必要に応じて、期間限定ショップ内にバックヤードを設置することができる。ただし、同スペースにおける業務に必要な備品等は全て受託者が用意し、その範囲は面積10㎡以下にとどめること。
- (2) 光熱水費及び通信費は、受託者の負担とする。
- (3) 本業務に従事するスタッフについて、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）等の関係法令を遵守すること。
- (4) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (5) 本件委託におけるあらゆる成果物の著作権は全て委託者に帰属するものとする。
- (6) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (7) 本件に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (8) 受託者は本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (9) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ区の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (12) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、区の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。
- (13) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により区に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (14) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (15) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。
- (16) 別紙2「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」に従い、個人情報の漏洩防止等、セキュリティには万全を期すこと。

(17) 障害者差別解消法の遵守について本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(18) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ・できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写真の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(19) カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行に当たっては、台東区ユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること。

(20) 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用を努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

## 10 担当

台東区 文化産業観光部 産業振興課 地域産業・ふるさと納税担当

〒110-8615 台東区東上野 4 丁目 5 番地 6 号

TEL 03-5246-1143

FAX 03-5246-1139



# 上野しんきん館図面

凡 例



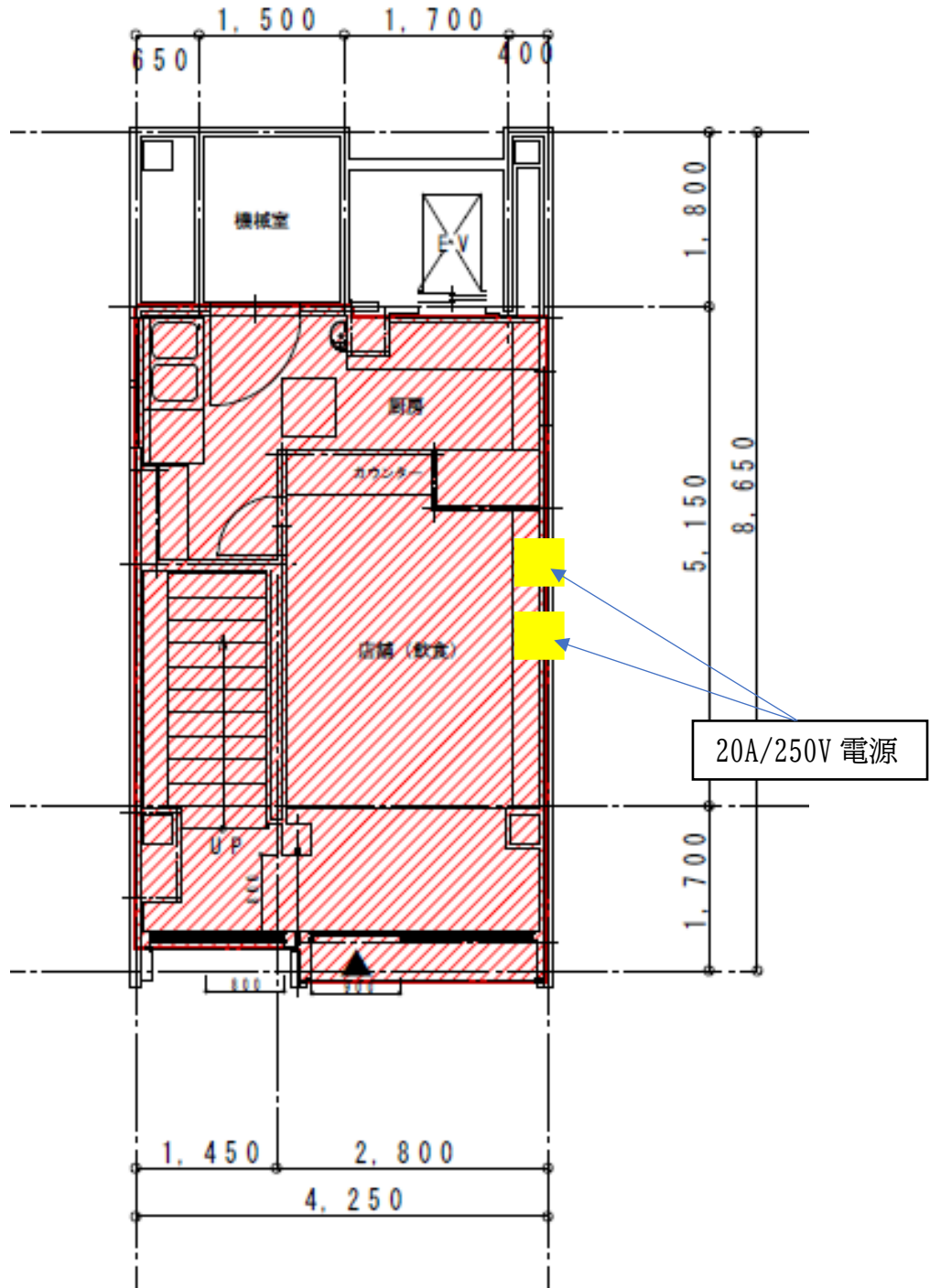
賃貸部分

賃貸部分面積表

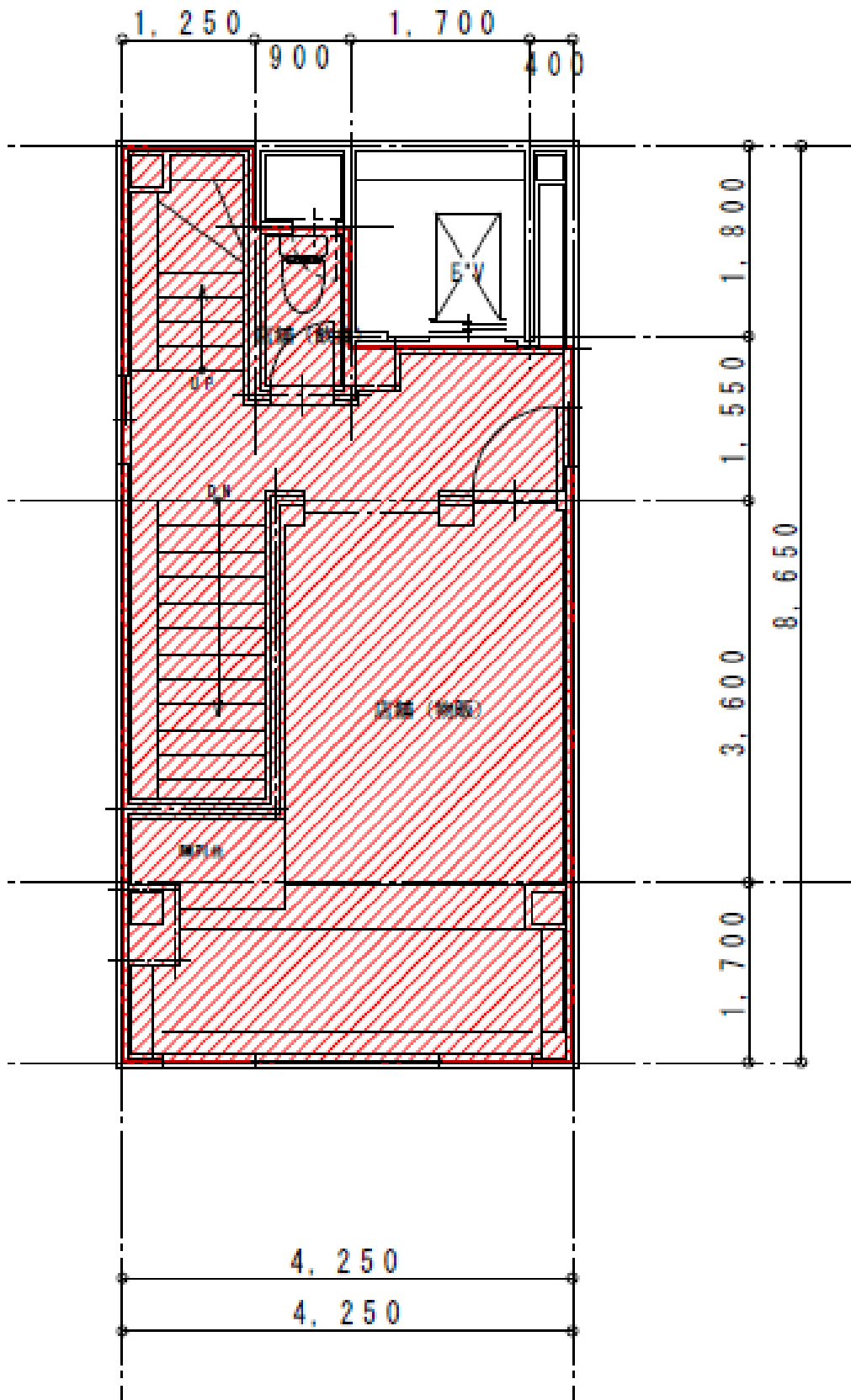
階	賃貸面積 (㎡)	賃貸面積 (坪)	備 考
1階	28.80㎡	8.71坪	
2階	32.06㎡	9.70坪	
3階	32.40㎡	9.80坪	4階への上り階段は使用出来ません
合計	93.26㎡	28.21坪	

1階平面図

※上野しんきん館の画像は参考資料をご確認ください。



2階平面図



3階平面図

